

男女共同参画の視点

## 気付いていますか?DV被害

ドメスティックバイオレンス(DV)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力や支配的な行動のことをいいます。DVはただのけんかでは片付けられない、とても深刻な人権問題で、どんな事情があったとしても許されません。

### DVとけんかの違い

けんかは、互いが対等の立場で、それぞれの意見をぶつけ合う一時的なものであるのに対し、DVは相手を一方的に支配するために振られる暴力です。DV関係にある場合、暴力を受けている人は自分の意見を言うことができず、何をするにも相手の許可が必要で自由がありません。

### 暴力は殴る・蹴るだけではない

DVには次のようなさまざまな行為が挙げられます。

- 精神的暴力…細かく監視する・無視をする・殴るふりをして脅すなど
- 経済的暴力…生活費を渡さない・家計を厳しく管理するなど

- デジタル暴力…相手の携帯電話を勝手に見る・メールなどにすぐ返信するよう強要するなど

### DVに気付いて

相手の暴力による支配が続くと「暴力を受けるのは、私が悪いからだ」「大したことではない」など、自分自身に起こっていることを正しく理解できなくなります。まずは「このままではよくない」と気が付き、誰かに話をしてみるという一歩を踏み出してください。

### 一人で悩まないで

DVについては下記の窓口で相談することができます。

- 女性のための相談(予約制)…市民協働課(☎20-1507、木曜日の午前10時～午後4時)
- 女性電話相談…県女性サポートセンター(☎043-206-8002、24時間年中無休)
- 男性電話相談…県男女共同参画センター(☎043-308-3421、火・水曜日の午後4時～8時)

※くわしくは市民協働課へ。

消費生活相談Q&A

## 隠された価格表示「ダークパターン」に注意しよう!

**Q** 航空運賃と宿泊費合わせて9万7,000円の海外旅行プランを海外の旅行サイトを利用して、後払いで予約しました。帰国後、請求された料金が10万5,000円になっていたので予約をしたサイトに問い合わせると、後払いの場合は為替変動や手数料が発生し割高になることがあると説明を受けました。事前に支払い方法の違いによる価格差の説明はなかったため、予約時の料金で支払うことはできますか。

**A** 消費者が気付かない間に不利な判断・意思決定をしてしまうよう誘導する仕組みのあるウェブデザインをダークパターンと呼びます。このようなケースでは、いったん契約すると解約できない場合がほとんどです。予約時に契約内容などが確認できなかったり、納得できない点があったりする時は、申し込まないようにしましょう。ダークパターンには、次のようなものがあります。

- 紛らわしい表現で消費者の意図とは違う選択をさせたり、広告をクリックさせたりする
- 商品購入時に勝手に有料オプションが付いてくる
- 安く表示された広告で集客し、ほかの高い商品を購入するよ

う勧める

- 「残り〇分」などと、その時間のみ割引が適用されるかのように表示する
- 最終的な価格がはっきりしない、購入しようとする直前にサービス料などが課金される

インターネットで商品やサービスを購入する際は、上記の点などに注意しましょう。不明なことがあれば利用を停止し、商品やサービスの内容だけでなく取引条件・解約条件などを確認しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



## 11月は国保月間

### あなたはどの医療保険に入っていますか

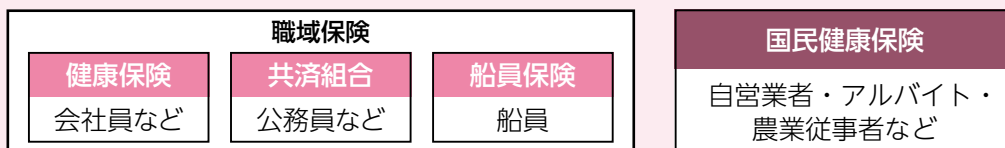
日本の医療制度は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。

就職や退職などで職域保険(下図参照)に加入・脱退する時は、14日以内に保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所へ届け出をしてください。

#### 加入する医療保険の例

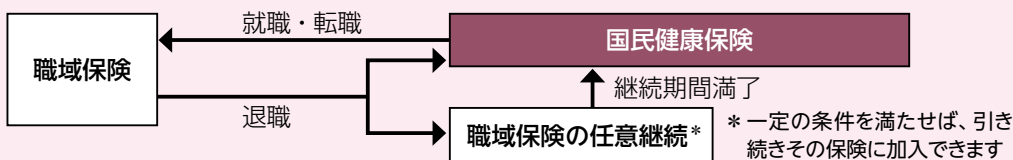
生まれてから  
就職までの間は

両親など、扶養者が加入している保険で医療を受けることになります。



就職したら

就職先の会社の職域保険などで医療を受けることになります。会社を退職した場合は、ほかの保険に加入できる場合を除き、国民健康保険への加入手続きが必要です。



75歳に  
なったら

#### 後期高齢者医療制度の適用

75歳から後期高齢者医療制度で医療を受けることになります(届け出は必要ありません)。また、一定の障がいがある65歳以上75歳未満の人も、加入を希望し、後期高齢者医療広域連合から認定を受けた場合は後期高齢者医療制度の適用を受けることができます。

#### マイナンバーカードが健康保険証に

一部の医療機関・薬局などで、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。利用するためには申し込みが必要です。申し込み方法などの詳細については、マイナポータル特設ページ([https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html))で確認してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

## 国民年金の保険料控除証明書

### 年末調整や 確定申告で必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付または提示することが義務付けられています。

生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に送付されます。年末調整

や確定申告の手続きでは、必ずこの証明書または領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

日本年金機構では、控除証明書に関する問い合わせ先として「ねんきん加入者ダイヤル」を開設しています。

**期日** = 月～金曜日、第2土曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く)

**時間** = 午前8時30分～午後7時(第2土曜日は午前9時30分～午後4時)

**電話番号** = 0570-003-004 (IP電話などは03-6630-2525)

※くわしくは、ねんきん加入者ダイヤルへ。